

合併調整項目調整状況

事務事業番号	6345	専門部会名	農政	分科会名	農政	担当部署	土地改良課
事務事業名	土地改良施設維持管理適正化事業						
合併前の事務事業の状況							合併後調整方針(協議会決定)
旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村				
【概要】 ・事業を実施するにあたり、「土地改良施設維持管理適正化事業」に加入し、向こう5年の間に整備補修を行うために必要な経費の一部(事業費の30%)を5年間均等に積み立てる。積み立て期間5年間の定められた年度に整備補修を実施する。このとき、整備補修に必要な事業費の90%が適正化事業資金から交付され、残り10%の自己負担金を併せ事業を実施することとなる。これにより計画的な整備補修が可能となり、維持管理費の平準化が図られる。	【概要】 ・同左	【概要】 ・同左	【概要】 ・同左	新市において2年以内に新たな基準を策定し統一する。 新たな基準が策定されるまでに採択となった事業及び継続事業の地元分担率については、現行のとおりとする。ただし、新基準が現行を下回った場合には新基準を適用する。			
合併後調整内容【調整済】							
・土地改良事業補助金交付要綱を新設し、上田市土地改良事業分担金徴収条例施行規則を改正。真田町小規模土地改良事業補助条例及び土地改良事業補助金交付要綱、依田川沿岸土地改良区基盤整備事業等補助金交付要綱を廃止。(平成20年4月1日改正)							